令和８年度　第３回会津美里町地域公共交通会議

日　時：令和８年 10 月 28 日(水)
15 時 00 分～16 時 00 分
場　所：会津美里町役場本庁舎　大会議室

《 次　　第 》

１　開　　会

２　会長あいさつ

３　議　　事

（１）デマンド交通美里あいあいタクシーの運賃見直しに係る協議結果について（報告）

（２）デマンド交通美里あいあいタクシーの次年度以降の運行内容について（説明）

（３） その他

４　そ　の　他

５　閉　　会

会津美里町地域公共交通会議委員・事務局名簿

（任期：令和８年７月８日～令和10年３月31日）

委員						
No.	区分	団体・機関等	所属団体役職	氏名	役職	備考
1	一般乗合旅客自動車運送事業者の代表	福島交通株式会社 会津支社	会津支社長	佐藤　俊材		新
2	一般貸切旅客自動車運送事業者の代表	株式会社会津西交通	代表取締役	真鍋　大輝		再
3	一般乗用旅客自動車運送事業者の代表	会津交通株式会社	代表取締役	吉田　正寿		再
4	一般旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表	公益社団法人福島県バス協会	専務理事	宍戸　紳一郎		再
5	一般旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表	一般社団法人福島県タクシー協会	会津支部　幹事	津田　弘幸		新
6	住民の代表	会津美里町自治区長連絡協議会	会長	石田　　仁		再
7	住民の代表	会津美里町老人クラブ連合会	会計	天野　清司		再
8	住民の代表	公募委員		浅沼　利孝		新
9	国土交通省東北運輸局福島運輸支局長が指名する者	国土交通省東北運輸局福島運輸支局	企画調整部門首席運輸企画専門官	日脇　渚彩		再
10	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表	会津乗合自動車労働組合	書記長	関根　　誠		再
11	福島県会津地方振興局長が指名する者	福島県会津地方振興局	県民環境部副部長兼　県民生活課長	菅家　昭平	副会長	新
12	福島県会津若松建設事務所長が指名する者	福島県会津若松建設事務所	企画調査課長	丹野　正人		新
13	福島県会津若松警察署長が指名する者	福島県会津若松警察署会津美里分庁舎	分庁舎所長	白石　寿男		新
14	会津美里振興公社の代表者が指名する者	株式会社会津美里振興公社	代表取締役副社長	髙梨　宣浩		再
15	会津美里町副町長	会津美里町	副町長	鈴木　國人	会長	再

※オブザーバー　会津若松市、会津坂下町

事務局

役職等	氏名	備考
まちづくり政策課長	渡部　雄二	
まちづくり政策課長補佐	鈴木　幸信	
地域づくり推進係長兼高田地域づくりセンター長	中村　　寿	
地域づくり推進係主査	井島　慶太郎	

デマンド交通美里あいあいタクシーの運賃見直しに係る協議結果について

（１）見直しの趣旨

デマンド交通美里あいあいタクシーは、令和２年度の運賃改定により、運行当初の 330 円から 500 円に値上げし、以後この価格を維持し運営している。しかしながら、昨今の物価上昇による運送費及び人件費等の運営コストの高騰により、現在のサービスを提供・維持することは、今後困難となることが予想される。したがって、町内の移動手段として住民の生活基盤を支えるための安定的な運行体制を維持するため、現行運賃を見直し、受益者負担の適正化を図る。

（２）見直し内容

昨今の燃料費や人件費等の高騰を鑑みつつ、デマンド交通美里あいあいタクシーの安定的な運行体制の維持及び利用者の利便性向上を図るため、通常料金、利用券販売所での前売り料金、１日パスポートの各利用料金を下記のとおり見直す。なお、ｅチケット（のるーとアプリ内でのみ販売）の販売価格は現状維持とする。

【見直し案】

項　目	現　行	変　更
通常料金	500 円	600 円
前売り (利用券販売所)	400 円	500 円
１日パスポート	1,000 円	1,200 円
ｅチケット	2,000 円	2,000 円

（３）変更の時期

令和９年４月１日

（４）住民の意見を反映させるための必要な措置について

本件に係る意見募集を下記のとおり実施しました。

① 本町ホームページでの意見公募

実施期間：令和８年 10 月９日（金）～令和８年 10 月 19 日（月）

結　　果：０件

② 美里あいあいタクシー車内での意見公募

実施期間：令和８年 10 月９日（金）～令和８年 10 月 19 日（月）

結　　果：０件

【出典：第１回会津美里町運賃協議会資料】

デマンド交通美里あいあいタクシーの次年度以降の運行内容について

（１） 運行開始時間の見直しについて

町内医療機関の診療時間や、美里あいあいタクシーから路線バスへ乗継ぎ町外医療機関を受診する利用者へ対応するため、現行の運行開始時間を下記のとおり変更する。

【変更案】

項目	現　行	見直し後
運行開始時間	午前８時から午後４時 30 分	午前７時 30 分から午後４時 30 分

【変更予定時期】
令和９年４月

（２） 実証運行終了後の坂下厚生総合病院便の運行について

今年度で実証運行が終了する坂下厚生総合病院便については、現在の通常便に含めたフルデマンド方式による運行を実施し、次年度以降も町内から当該医療機関までの移動手段を確保する。

【実施予定時期】
令和９年４月

【実証運行内容】



【実証運行期間中の利用人数】（延べ人数）
令和６年度（R６．６～R７．３）：143 人
令和７年度（R７．４～R８．３）：110 人
令和８年度（R８．４～R８．９）： 86 人

○会津美里町地域公共交通会議設置要綱

平成19年３月16日
告示第16号

（設置）

第１条　道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化・再生法」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため、会津美里町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

（協議事項）

第２条　交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

（１）　活性化・再生法第５条第１項の規定に基づく、地域公共交通計画の策定及び変更に関する事項

（２）　地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項

（３）　地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関する事項

（４）　市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項

（５）　交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

（交通会議の構成員）

第３条　交通会議の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者をもって構成する。

（１）　一般乗合旅客自動車運送事業者の代表

（２）　一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者の代表

（３）　一般旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表

（４）　住民又は利用者の代表

（５）　国土交通省東北運輸局福島運輸支局長が指名する者

（６）　一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表

（７）　福島県会津地方振興局長が指名する者

（８）　福島県会津若松建設事務所長が指名する者

（９）　福島県会津若松警察署長が指名する者

（10）　株式会社会津美里振興公社代表取締役社長が指名する者

（11）　会津美里町副町長

（12）　学識経験者その他の交通会議の運営に関し必要と認められる者

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。

２　補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　交通会議に会長及び副会長１人を置き、委員の互選により定める。
２　会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。
３　副会長は、会長を補佐、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
（会議）
第６条　交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、任期中最初の会議は町長が招集する。
２　会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、開くことができない。
３　会議の議長は、会長が務めるものとする。
４　会議の議決方法は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
５　会議は原則として公開とする。ただし、開催日時、場所、議題、協議の概要及び合意事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができるものとする。
（関係者等の出席）
第７条　会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。
（報償）
第８条　第３条第１号から第４号、第６号、第10号及び第12号に掲げる委員若しくはその代理人が会議に出席した場合、報償金を支払うものとする。
（協議結果の取扱い）
第９条　交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。
（会津美里町運賃協議会）
第10条　交通会議は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第９条第４項に規定する運賃等を定め、又は変更しようとする協議を行う際は、会津美里町運賃協議会（以下「運賃協議会」という。）を置くことができる。
２　運賃協議会の委員は、第３条各号に掲げる委員のうち、同条第１号、第４号、第５号及び第11号に掲げる者からそれぞれ１名以上を選出するものとする。
３　運賃協議会の会長は、第３条第11号の委員をもって充て、副会長は委員の中から会長が選任する。
４　会議の開催方法は、第６条第２項から第４項及び第７条に準ずる。
５　協議の結果は、公共交通会議に報告する。
第11条　削除
（その他）
第12条　この要綱に定めるもののほか、交通会議及び運賃協議会の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。